

# 家畜衛生情報

## CSF(豚コレラ)のワクチン接種(2回目以降)が始まりました

令和元年 10 月 26 日より開始した CSF の初回ワクチン接種は、養豚農家の皆様と関係各所の皆様の御尽力により、11 月 3 日をもって終了しました。迅速かつ円滑な対応に御協力頂き感謝申し上げます。

### 1 今後のワクチン接種について

対象家畜：初回接種日以降に出生、または導入した 30 日齢以上の  
ワクチン未接種豚全て

接種期間：原則月 1 回（家畜保健衛生所と調整の上決定）

手数料：**1 頭 330 円**（長野県手数料徴収条例に基づく金額です）



### 2 ワクチン接種豚の管理について

- ワクチン接種後 20 日以内の豚はと畜場へ肉用出荷できません。
- ワクチンを接種した生きた豚の移動、精液、受精卵、死体、排せつ物などの流通は、原則として接種地域内に制限されます。  
（条件を満たした場合には、死体、排せつ物などについては、地域外への流通も可能）
- **CSF ワクチンを接種した豚等を他の農場やと畜場に移動する際は、家畜伝染病予防法第 7 条に基づき、豚に確実に標識を付すことが必要です。**

標識の色：ピンク（蛍光の色）または赤色（蛍光の色）を推奨

標識の部位：背部

標識の方法：頭側を上部として「V」の字を付す

- 出荷については、接種地域内のと畜場に限定されます。  
ただし、地域外のと畜場でも交差汚染防止対策が講じられていることを当該県が確認している場合は出荷が可能です。
- **輸出用の豚を処理すると畜場にワクチン接種豚を出荷することは出来ません。**
- **と畜場に出荷する場合は豚への標識に加えて、と畜場法施行令に基づくと畜検査申請書（添付書類）に、過去 2 カ月以内の CSF ワクチン接種暦を記入する必要があります。**
- ワクチンを接種した豚の肉や肉製品について、地域外への流通の制限はありません。

### 3 ワクチン接種農場の監視について

ワクチン接種状況、有効性及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について、初回接種後おおむね 4 週間以上を経過した後、その後は 6 か月毎に抗体検査を実施します。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232